

監 査 結 果 報 告 書

令 和 2 年 度

佐賀中部広域連合監査委員

佐 中 広 監 査 第 6 号
令和 3 年 3 月 2 5 日

佐賀中部広域連合議会議長 堤 正 之 様
佐 賀 中 部 広 域 連 合 長 秀 島 敏 行 様

佐賀中部広域連合監査委員 力 久 剛

佐賀中部広域連合監査委員 中 島 慶 子

定期監査の監査結果に関する報告書について

地方自治法第292条において準用する同法第199条第1項及び第4項の規定により、令和2年度に実施した定期監査について、同条第9項の規定により監査結果に関する報告を決定し、提出する。

1 監査の概要

(1) 監査の方法

財務事務及び行政事務が法令に適合し正確に行われているか、また、行政運営が合理的かつ能率的に行われているかという観点から、提出された資料及び帳簿の全部又は一部を抽出し確認を行うとともに、関係職員に説明を求めた。また、必要に応じ現地に赴き、帳簿や資産の確認を行い、前回監査での指摘事項等の改善状況についても調査した。

なお、監査対象部署ごとに、前回監査結果及び業務上のリスクを基にして設定した監査重点項目を中心に監査を実施した（消防署を除く。）。

(2) 監査の対象等（監査実施対象：4課2署）

監査対象		監査対象期間	監査実施期間
事務局	認定審査課	令和 元年 9 月 1 日 令和 2 年 3 月 3 1 日	令和 2 年 9 月 3 日 令和 2 年 1 2 月 2 4 日
	給付課	令和 2 年 4 月 1 日 令和 2 年 8 月 3 1 日	

監査対象		監査対象期間	監査実施期間
佐賀広域消防局	予防課	令和 元年 9月 1日 令和 2年 3月 31日 令和 2年 4月 1日 令和 2年 8月 31日	令和 2年 9月 3日 令和 2年 12月 24日
	消防課		
	南部消防署		
	神埼消防署		

(3) 指摘事項等の改善について

監査の終了に際しては、監査対象となった部署を所管する局長等に対して、監査委員が指摘事項等についての説明を行い、是正、改善を要請した。

(4) 監査重点項目設定数（対象4課）

区 分	重点項目（課）	事務局		佐賀広域消防局	
		認定審査課	給付課	予防課	消防課
1 服務関係	4	○	○	○	○
2 文書	0				
3 収入	0				
4 支出	1	○			
5 契約	4	○	○	○	○
6 工事等の執行	0				
7 補助金等	1		○		
8 財産管理	1			○	
9 現金の取扱い	0				
10 その他	0				

※消防署（2署）については、監査重点項目を設定せず、全般的に監査を行った。

(5) 定期監査における指摘事項等の件数

(単位：件)

区 分	指摘事項		検討を求める事項		注意を求める事項		計	
	R2	R1	R2	R1	R2	R1	R2	R1
1 服務関係	0	0	0	0	0	1	0	1
2 文書	0	0	0	0	1	0	1	0
3 収入	0	0	0	0	0	0	0	0
4 支出	0	0	0	0	0	0	0	0
5 契約	0	0	0	0	0	2	0	2
6 工事等の執行	0	0	0	0	0	0	0	0
7 補助金等	0	0	0	0	0	0	0	0
8 財産管理	0	0	0	0	0	0	0	0
9 現金の取扱い	0	—	0	—	0	—	0	—
10 その他	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	1	3	1	3

4課2署 4課2署

※指摘事項等の区分は、監査重点項目の設定区分と一致しない場合がある。

※「9 現金の取扱い」については、令和2年度から独立した区分として設定している。

(指 摘 事 項) 違法又は不当な事項で、誤りの程度が重大なもの又は著しく妥当性を欠くもの

(検討を求める事項) 違法又は不当な事項で、改善について検討を求めることが適当なもの

(注意を求める事項) 違法又は不当な事項で、注意を求めることが適当なもの

2 監査の結果

監 査 の 対 象	事務局 認定審査課 (監査重点項目：サービス関係、支出、契約) 佐賀広域消防局 予防課 (監査重点項目：サービス関係、契約、財産管理) 佐賀広域消防局 消防課 (監査重点項目：サービス関係、契約) 佐賀広域消防局 南部消防署 (監査重点項目：設定なし) 佐賀広域消防局 神埼消防署 (監査重点項目：設定なし)
監 査 の 結 果	財務等に関する事務の執行については、おおむね良好に処理されていた。

監 査 の 対 象	事務局 給付課
監 査 重 点 項 目	サービス関係、契約、補助金等
監 査 の 結 果	○注意を求める事項 起案文書について 地域支援事業の実施に係る構成市町との委託契約において、契約起案決裁後に相手方1市から金額変更の申し出があり、その金額で契約書を交わしていたが、このことについて起案等を行っていなかった。 契約金額は重要な事項であるため、佐賀中部広域連合公文書作成の指針に基づき、金額変更に至った理由等も含めて、確実に起案文書を作成されたい。